

入 札 公 告

次のとおり制限付き一般競争入札（事後審査型）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び能登町財務規則（平成17年能登町規則第33号。以下「財務規則」という。）第87条の規定により公告する。

令和7年5月14日

能登町長 吉田 義法

1. 制限付き一般競争入札に付する事項

(1) 工 事 名 令和7年度 能登町消防団小木分団詰所建設工事（建築）

(2) 工事場所 能登町字 小木 地内

(3) 完成期日 令和8年2月25日

(4) 工事概要 木造平家建 延べ面積 $A = 126.7 \text{ m}^2$

分団詰所建築工事 一式

(5) 総合評価方式の適用 「無」

(6) 能登町週休2日工事の適用 「有」

(7) 工事代金の支払条件等

ア 前金払について 「有」

※能登町公共工事の前金払取扱規則（平成24年能登町規則第9号）に定める範囲内とする。

イ 部分払又は中間前金払について 「有」

※契約締結時に部分払と中間前金払のいずれかを選択すること。

なお、部分払を選択した場合の回数は、2回以内とする。

(8) 予定価格（事前公表） ¥47,840,000円（税抜き）

(9) 最低制限価格 「有」

(10) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

※財務規則の規定により納付すること。

ただし、同規則の規定により契約保証金に代えて担保を提供し、又は納付の免除を受けることができる。

(11) 入札方法 電子入札による（事後審査型）

2. 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

この工事の入札に参加することができる者は、財務規則の規定により作成した請負業者有

資格者名簿に登録された者であって、次に掲げる条件のすべてに該当する者。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の翌日からこの工事の開札の日までのいずれの日においても能登町又は石川県の建設工事に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) この工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、能登町が別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けた者は除く。）でないこと。
- (5) 役員（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参加している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (6) 次の条件をすべて満たす者であること。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の許可に係る主たる営業所の所在地が能登町内にあること。

イ 法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の結果である経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が令和4年10月1日から令和5年9月30日までの間にあるもの。以下「結果通知書」という。）における建築一式工事に係る総合評定値と能登町建設工事競争入札参加資格に係る主観的事項審査事務取扱要領（平成19年能登町告示第7号）に定める令和6年度の主観点数との合計値である総合点数が680点以上であること。

ウ 結果通知書における建築一式工事の年間平均完成工事高が4千万円以上であること。

エ 配置予定技術者に係る事項

次に掲げる要件のすべてを満たす者を主任技術者として配置できること。

a 3ヶ月以上の雇用関係にある者。

なお、配置予定の技術者として二人まで、同時に申請することができる。また、同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする事は差し支えないが、他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した申請書の取り下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わない入札は無効とし、場合によっては、当該入札者を指名停止等の措置を行うことがある。

オ 施工実績に係る事項

平成22年度以降に公共機関（国、地方公共団体、公団又は公社等）が県内にお

いて発注した同種・類似工事を、元請として施工し、引き渡した（施工中であるものは除く。）実績を有すること。（共同企業体の実績にあつては、代表者実績又は出資比率が20%以上の構成員実績に限る。）

なお、本公告における同種・類似工事とは、「鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は木造による建築物で新築、増築又は改築（改修は除く。）に係る延床面積が100㎡以上の建築一式工事」をいう。

3. 入札手続

（1）設計図書等の閲覧期間及び方法

令和7年5月14日（水）～令和7年6月6日（金）まで

下記のURLよりダウンロード

<https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=1746300>

（2）設計図書に関する質問書の受付期間及び方法

当該工事を所管する課の長に対して書面（任意様式）により

令和7年5月14日（水）～令和7年5月29日（木）午後5時までに郵送又は持参にて提出（必着）のこと。

（送付又は提出先）

〒927-0492

石川県鳳珠郡能登町字宇出津ト字50番地1

能登町総務課 宛

電話番号 0768-62-8533（直通）

（3）回答の閲覧期間及び場所

ア 閲覧期間 令和7年5月14日（水）～令和7年6月6日（金）まで

イ 閲覧場所 能登町企画財政課内（能登町役場3階）及び入札情報システム内

（4）入札参加資格確認申請書等の提出

ア 「入札参加資格確認申請書」

電子入札システムにより、令和7年5月29日（木）午後5時までに提出すること。

（入札参加資格確認申請書（様式第1号）を添付すること。）

イ 「入札参加資格確認資料（様式第2号）」及び添付書類（a～e）

郵送又は持参により、令和7年5月29日（木）午後5時までに能登町企画財政課へ提出すること。（必着）

a 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

b 入札参加条件が確認できる経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
（なお、a及びbの証明書類が同一の場合は、1枚のみで可とする。）

c 「配置予定技術者届出調書」及びその証明書類（主任（監理）技術者等の資格及び免許書等の写し並びに監理技術者にあつては国土交通大臣の登録を受けた講習の

修了証明書、現場代理人及び主任（監理）技術者等選任届、発注者による証明書、コリンズカルテ、恒常的な雇用が確認できる書類（健康保険証等）の写し等）

- d 「同種工事又は類似工事における施工実績届出調書」及びその工事概要や契約内容が明確にわかる資料（契約書、設計図書等、コリンズカルテ）

※コリンズカルテに同種・類似工事であることが確認できる工事概要が記載されている場合は、カルテのみでも可

- e その他、本公告における入札参加資格の要件を満たしていることが証明できる書類（建設業許可取得時に係る許可通知書又は証明書、営業所一覧表及び全ての営業所における専任技術者証明書又は一覧表の写し等）

（５）入札書の受付期間

電子入札システムにより、令和７年６月４日（水）午前９時から令和７年６月５日（木）の午後３時までに入札書（※見積内訳書を添付）を提出すること。

（６）開札予定日時 令和７年６月６日（金）午前９時００分

（７）落札者決定予定日 令和７年６月６日（金）

本工事は事後審査型を適用とする制限付き一般競争入札である為、入札参加資格の有無の確認については、落札候補者のみについて審査し、適格である者を落札者として決定する。

（８）入札結果の公表

電子入札システムによる落札者決定通知書の発行後、入札情報システムにおいて公表

（９）無資格者に対する理由説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、能登町長に対し、その理由の説明を求めることができる。

イ 理由説明の請求は、落札決定の通知の日から５日以内に書面により能登町企画財政課まで提出しなければならない。

ウ 理由説明は、書面により行う。

４．入札保証金

「免除する。」

５．落札価格

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を以て落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札の無効

入札参加資格の無い者、虚偽の入札参加資格の確認申請を行った者、及び能登町競争入札心得（平成20年能登町告示第1号）に違反した者の入札は、無効とする。

7. 見積内訳書について

見積内訳書は、電子入札システムにより入札書を提出する際に必ず添付すること。

また、見積内訳書の様式については任意様式とするが、内訳金額の明らかなもので、入札書に表記される入札金額に対応したものであること。

なお、入札書に添付されていない場合又は入札書の金額表記と見積内訳書のコピー金額表記が一致しない場合は、当該入札書を無効とする。

8. 契約の特則

本件は、能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年能登町条例第60号）第2条の規定により、議会の議決に付さなければならない契約であり、能登町議会で議決されたときに本契約となるものとする。

また、町は当該議案が能登町議会で議決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対して、如何なる責任も負わないものとする。

9. その他

本入札公告に記載以外の事項については、建設業法等の関係法令を遵守すること。

10. 本公告及び入札執行に関する問い合わせ先

〒927-0492

石川県鳳珠郡能登町字出津ト字50番地1

能登町企画財政課 入札財産係

電話番号 0768-62-8535（直通）